

令和6年1月1日の税制改正に関する対応について

【令和6年1月1日よりエコカー減税の軽減条件が改定されます】

■新車データの新エコカー減税対応について

令和6年1月1日より、自動車環境性能割と自動車重量税の軽減税率の基準が変更となります。

新しいカタログにおいて、軽減税率が変更となる車種においては
順次情報の更新を行っていきます。

対応プログラム配信予定日：12月4日より順次

※予告なく変更になることがあります。

extremeにおいてプログラム更新の通知が表示され、正しく完了していない場合、
新軽減税率のエコカー判定が正しくおこなわれないことがございますのでご注意ください。

見積書・注文書を作成する際は、必ず金額を確認して頂きますようお願い致します。

※ 実際の金額と異なり損金が発生した場合は、当社で損金を負担させていただくことは致しかねます。
予めご了承くださいますようお願い申し上げます。